

## 2. 藻場・干潟の分布状況等の把握、漂流・漂着・海底ごみ対策

### 2.1 海洋環境整備事業(漂流ごみ回収)

国土交通省では、海域環境の保全と船舶航行の安全確保を図るため、2004(平成 16)年度から有明海・八代海・橘湾等を管轄区域(図 2.1-1)として、海洋環境整備船「海輝」・「海煌」を配備し、海上の漂流ごみの回収を実施している。



図 2.1-1 管轄区域

出典:環境省(2020)「有明海・八代海等総合調査評価委員会 第5回海域環境再生方策検討作業小委員会資料」

#### 2.1.1 漂流ごみの回収状況

漂流ごみの回収は、海洋環境整備船(海輝・海煌)が装備する「スキッパー」及び「多関節クレーン」を用いて実施している。また、大量の漂流ごみが発生した時は、支援台船や漁協等と連携した回収作業も実施している。海輝・海煌による漂流ごみ回収作業の状況は図 2.1-2 に示すとおりである。

なお、ごみの回収量については、本編第2章 2.7.2 に記載した。

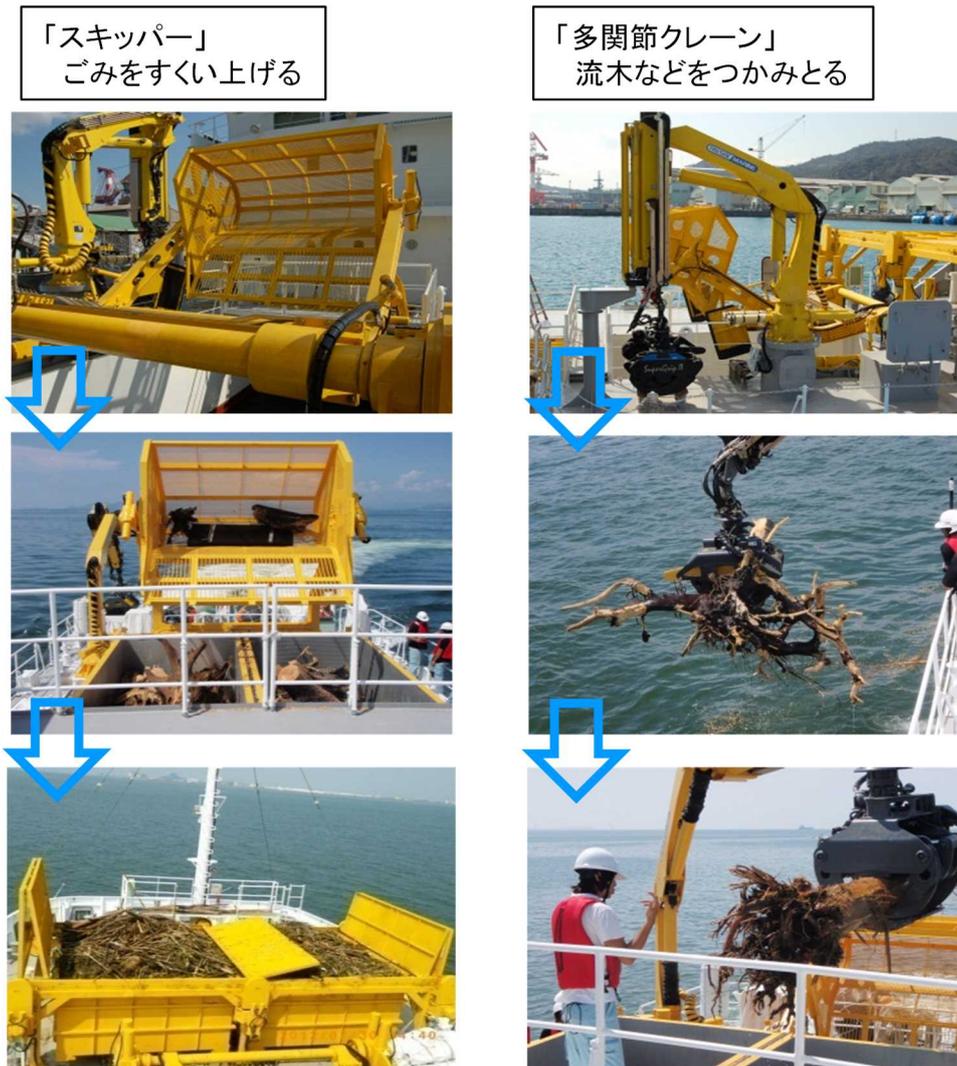


図 2.1-2 海輝・海煌による漂流ごみ回収作業の状況

出典:環境省(2020)「有明海・八代海等総合調査評価委員会 第5回海域環境再生方策検討作業小委員会資料」

また、「令和2年7月豪雨」による有明海・八代海への漂流物流入を受けて、2020(令和2)年7月4日より、漂流物の回収を実施した。漂流物の回収位置を図2.1-3に、回収作業の状況は図2.1-4に示すとおりである。

なお、漂流物の回収量については、本編第2章2.7.2に記載した。



図 2.1-3 令和 2 年 7 月豪雨における漂流物の回収位置

出典:環境省(2020)「有明海・八代海等総合調査評価委員会 第5回海域環境再生方策検討作業小委員会資料」



海煌による流木回収



支援台船による漂流ごみ回収



漁業者との連携回収



漂流ごみの陸揚げ

図 2.1-4 令和 2 年 7 月豪雨における漂流物回収作業の状況

出典:環境省(2020)「有明海・八代海等総合調査評価委員会 第5回海域環境再生方策検討作業小委員会資料」